



大和マイクロファイナンス・ファンド

追加型投信 / 海外 / 資産複合

月次報告書

ファンドの特色(詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

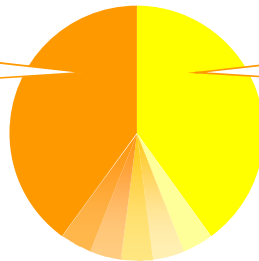
1. 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions: MFI)の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。

MFIの事業環境の整備に積極的に取り組む国際機関などが発行する債券に投資するとともに、MFIに対する直接的な融資を行うことで、投資資金が新興国・発展途上国の貧困問題の解決に活用されるような投資を行います。

<イメージ図>

MFIへの直接融資(ローン債権)やMFI発行の社債・CD(譲渡性預金証書)など

ローン債権を担保に発行された債券を含みます。



MFIの事業環境の整備に積極的に取り組む国際機関などが発行する債券

左記はイメージ図であり、実際の組入比率を保証するものではありません。資金流入の影響などにより、長期間にわたって、左記イメージ図から大きく乖離することがあります。

資金動向および市況動向などによっては、ローン債権やMFI発行の社債・CDなどに投資しない場合があります。

2. 実質的な運用は、マイクロファイナンスに特化した運用会社であるDWMアセット・マネジメント社が行います。
主として、世界のマイクロファイナンス関連の債券などを主要投資対象とする外国投資証券「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」と、円建て短期公社債などを主要投資対象とする「東京海上マネーマザーファンド」受益証券に投資を行い、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。なお、運用に当たっては外国投資証券を高位に組み入れます。
「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」の運用は、マイクロファイナンス分野で経験豊富なDWMアセット・マネジメント社が行い、同社の調査・運用力を最大限活用します。
3. 実質的な運用に当たっては、投資対象国(通貨)を幅広く分散することを基本とします。
投資対象通貨を選定する際は、投資適格(BBB格)相当以上の格付けを有する国を中心としますが、一部、それら以外の通貨建資産に投資する場合があります。
実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
4. 年2回決算を行います。
原則として、2月および8月の各23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づいて分配を行います。
収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向などを勘案して決定します。
分配対象額が少額の場合などは、分配を行わない場合があります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【分配金に関する留意事項】

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ・ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

設定日	2011年3月1日	信託期間	2021年2月23日まで
決算日	2月および8月の各23日(年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。)		

6ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

設定・運用: **東京海上アセットマネジメント**
URL <http://www.tokiomarineam.co.jp/>



大和マイクロファイナンス・ファンド 月次報告書

追加型投信 / 海外 / 資産複合

ファンドの主なリスクについて（詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。）

当ファンドは、主に外国の公社債など値動きのある証券を投資対象とする投資信託証券に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資する場合には、為替変動により損失を被ることがあります。

投資信託は、**元本が保証されているものではありません**。また、**預貯金や保険と異なります**。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。

マイクロファイナ：マイクロファイナンス機関(MFI)への投資は高いリスクを伴います。主なリスクの要因は以下の通りですが、これらの影響によりMFIの返済能力が低下し、元金の支払いが滞るような場合には、当該MFIへの投資(融資、社債など)の評価額を減額することにより、基準価額が下落する要因となります。

- ・MFIは小規模組織なため、企業統治において高いガバナンスリスクがあります。
- ・MFIは新興国の中でも中小規模の国で活動しています。
- ・MFIによる小口融資は原則として無担保です(MFIにより異なります)。
- ・MFIは国際資本市場から投融資を受け入れる経験が不足しており、経営陣の経営力も不十分です。
- ・MFIの管理職や支店レベルでの不正や汚職のリスクがあります。
- ・多くのMFIが金融当局の規制対象外の金融機関です。
- ・MFIが活動する国における国内政治、経済、規制上のリスクがあります。
- ・MFIの経営には自然災害のリスクがあります。
- ・MFIの会計基準が各国で不規則です。
- ・MFIの小口融資の信用リスクに一定の基準がありません。

金利変動リスク：公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。一方、ローン債権は、変動金利のものが多く、それらは金利の変動によって将来受け取る利息が変動します。また、ローン債権は市場で調達するものではなく個別に相対で組成するため、資産価値は必ずしも市場金利の動きとは一致しない場合があります。

信用リスク：一般に、公社債や短期金融商品などの発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債などの価格は大幅に下落することになります。組入ローン債権の債務者にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、組入ローン債権の評価額を減額するなどの措置を行うことにより、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク：外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。

カントリーリスク：投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、天候、自然災害などにより市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となる場合があります。また、新興国においては、取り巻く社会的・経済的環境が不透明な場合があり、投資環境の変化が先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。

流動性リスク：受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことができますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ない場合があります。また、ローン債権は、市場性に欠け、流通市場はありません。そのため、組入ローン債権を売却する必要がある際には、相対で買い手を見つける必要があり、買い手が見つかった場合でも、その価格は買い手にとって非常に有利な条件となることが想定されます。これらの場合、基準価額が下落する要因となります。

外国投資証券が投資するローン債権について

当ファンドが主要投資対象とする外国投資証券(ファンド)は、MFIに対して直接融資を行います。ファンドが投資するローン債権は、当該融資契約の債権(金銭債権)となります。

当該融資契約はファンドとMFIの相対契約であるため、そのローン債権を売却するためには、新たに買い手を見つける必要があり、また、買い手が見つかった場合でも、その価格は買い手にとって非常に有利(売り手であるファンドにとって非常に不利)な条件となることが想定されることから、組入ローン債権を途中売却することを極力回避する運営を行います。

ファンドは、受益者のご換金請求に伴い、組入ローン債権を途中売却しなければ換金資金を準備できなくなる可能性が高まったと判断した場合などには、ファンドの換金の受付を中止します。これに伴い、当ファンドのご換金請求の受付を中止することや取り消すことがあります。

ファンドにおけるローン債権は簿価(融資額の元本など)で評価を行います。融資先のMFIの信用状況は、第三者機関によって定期的にモニタリングが行われており、必要に応じて評価額を減額するなどの措置を行います。

資金動向および市場動向などによっては、ローン債権やMFI発行の社債・CDなどに投資しない場合があります。

6ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

設定・運用: **東京海上アセットマネジメント**
URL <http://www.tokiomarineam.co.jp/>

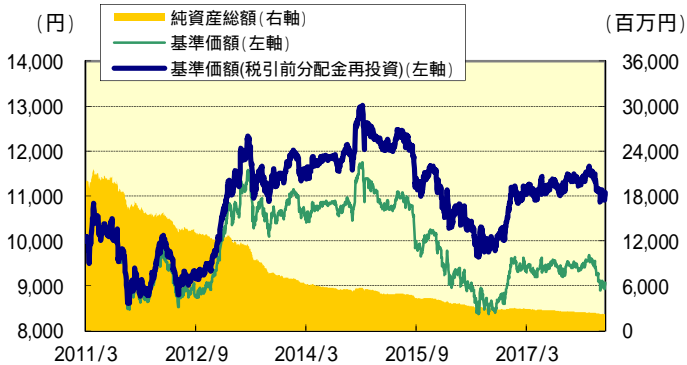


大和マイクロファイナンス・ファンド 月次報告書

追加型投信 / 海外 / 資産複合

基準価額、パフォーマンスなどの状況

基準価額・純資産総額の推移



基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
基準価額は1万口当たりで表示しています。
上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
設定日は2011年3月1日です。

騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	-0.60	-3.45	-2.58	-0.58	-7.99	+10.82

ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

基準価額・純資産総額

基準価額	9,075 円
純資産総額	2,252 百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

第10期	2016年2月23日	100 円
第11期	2016年8月23日	100 円
第12期	2017年2月23日	180 円
第13期	2017年8月23日	130 円
第14期	2018年2月23日	130 円
設定来累計		1,960 円

分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ	97.8
東京海上マネーマザーファンド	0.0
短期金融資産など	2.2
合計	100.0

比率は、純資産総額に占める割合です。
短期金融資産などは、組入有価証券以外のものです。

DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJの状況

資産構成など

資産	比率(%)
MFI向けローン債権、CD等	30.5
国際機関等が発行する債券	67.5
短期金融資産など	2.1
合計	100.0

資産	利回り(%)
MFI向けローン債権、CD等 ^{*1}	5.1
国際機関等が発行する債券 ^{*2}	6.5

*1 利率を加重平均して算出しています。
*2 利回りを加重平均して算出しています。

保有債券等の通貨別上位5通貨

通貨名	比率(%)
1 インド・ルピー	16.1
2 インドネシア・ルピア	15.7
3 メキシコ・ペソ	13.0
4 ロシア・ルーブル	9.7
5 タイ・バーツ	8.6

組入上位5銘柄(MFI向けローン債権、CD等)

組入銘柄数 5

銘柄名	種類	利率(%)	満期日	通貨名	比率(%)
1 Sathapana Bank	CD等	4.090	2018/4/26	THB	8.6
2 Banco WWB	CD等	5.718	2018/9/20	COP	7.4
3 Financiera Confianza	CD等	4.800	2018/6/7	PEN	7.2
4 LOLC (Cambodia) Plc. SECOND	ローン	6.000	2018/5/18	KHR	4.3
5 LOLC (Cambodia) Plc. FIRST	ローン	6.000	2018/8/14	KHR	3.0

*「通貨名」 THB:タイ・バーツ、COP:コロンビア・ペソ、PEN:ペルー・ソール、KHR:カンボジア・リエル

組入上位5銘柄(国際機関等が発行する債券)

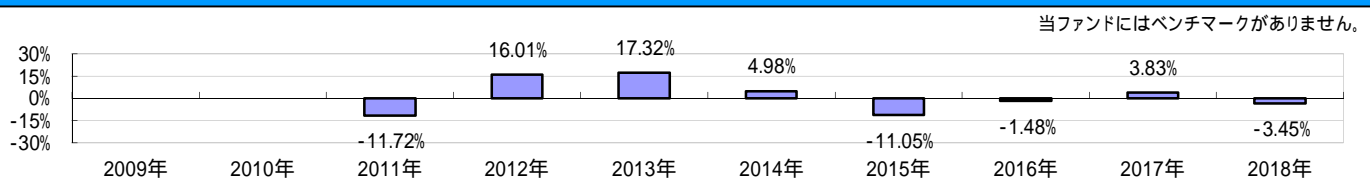
組入銘柄数 12

銘柄名	クーポン(%)	償還日	通貨名	比率(%)
1 欧州復興開発銀行	10.000	2018/11/16	IDR	11.0
2 国際復興開発銀行	10.000	2019/9/16	RUB	9.7
3 欧州投資銀行	6.600	2019/3/4	INR	8.6
4 国際金融公社	7.800	2019/6/3	INR	7.5
5 欧州投資銀行	7.500	2019/1/30	ZAR	7.4

*「通貨名」 IDR:インドネシア・ルピア、RUB:ロシア・ルーブル、INR:インド・ルピー、ZAR:南アフリカ・ランド

比率は、純資産総額に占める割合です。短期金融資産などは、組入有価証券以外のものです。
「国際機関等が発行する債券」には国債なども含まれます。
「保有債券等の通貨別上位5通貨」にはローン債権、CD等も含まれます。
「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」の運用会社であるDWMアセット・マネジメント社からの情報に基づき、東京海上アセットマネジメントが作成しています。

年間収益率の推移



当ファンドにはベンチマークがありません。

ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しており、設定日以降を表示しています。
設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年と基準日の騰落率です。上記は過去の実績であり、将来の動向などを示唆・保証するものではありません。

6ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

設定・運用: **東京海上アセットマネジメント**
URL <http://www.tokiomarineam.co.jp/>



大和マイクロファイナンス・ファンド 月次報告書

追加型投信 / 海外 / 資産複合

ファンドマネージャーコメント

市場動向と運用状況

ファンドが投資する外国投資証券「DWMマイクロファイナンスファンドJ - クラスJ」が下落したことから、当ファンドの基準価額は、前月末比0.60%下落しました。

保有する国際機関債およびマイクロファイナンス機関の短期金融商品による安定した利息収入がプラスに寄与したものの、組入通貨の対円での下落がマイナスに寄与しました。3月末現在10の新興国通貨および米ドルに投資していますが、当月は、メキシコ・ペソ、コロンビア・ペソなどを除いた新興国通貨および米ドルが対円で下落し、為替変動によるパフォーマンスへの寄与は0.70%のマイナスとなりました。

以下は、外国投資証券「DWMマイクロファイナンスファンドJ - クラスJ」のコメントです。

【各国市場について】

・ブラジルの2017年の経済成長率はプラス1%を達成し、2014年以来初めてのプラス成長となりました。このような経済環境のなか、OECD（経済協力開発機構）は調査レポート「ブラジル2018」を発表しました。同調査によると、ブラジルの消費者は近隣国の消費者に比べて商品サービスへの支出が多いことが判明しました。OECDは、ブラジルの経済成長を促すために減税や関税の引き下げを行い、企業間競争や雇用創出につなげるよう提言しました。

・南アフリカは、物価上昇率が低位で安定していることから、政策金利を0.25%引き下げて年率6.5%とし、過去2年間で最も低い水準としました。

【国際機関の債券など】

3月の国際機関債によるパフォーマンスの寄与はおおむね中立となりました。当月は国際機関債の組入状況に大きな変更はありませんでした。

【マイクロファイナンス市場】

当月は、満期が到来したコロンビアのMFI「Banco WWB」のコロンビア・ペソ建て短期金融商品（CD等）への再投資を行いました。今後も継続的に、信用リスクや流動性リスク、ファンドの運用を取り巻く環境等を慎重に見極め、投資する方針です。

「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」の運用会社であるDWMアセット・マネジメント社からの情報に基づき、東京海上アセットマネジメントが作成しています。

6ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

設定・運用：東京海上アセットマネジメント
URL <http://www.tokiomarineam.co.jp/>



大和マイクロファイナンス・ファンド 月次報告書

追加型投信 / 海外 / 資産複合

お申込みメモ

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 購入単位 : 販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入価額 : 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
- 換金単位 : 販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 換金価額 : 換金請求受付日の翌営業日の基準価額
- 換金代金 : 原則として、換金請求受付日から起算して、6営業日目からお支払いします。
- 申込締切時間 : 原則として午後3時までとします。
受付時間を過ぎてからのお申込みについては、翌営業日受付の取扱いとなります。
- 購入の申込期間 : 原則として、毎営業日にお申込みを受け付けます。
- 購入・換金
申込不可日 : 購入・換金のお申込み日が以下のいずれかに該当する日には、お申込みの受付を行いません。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ロンドン証券取引所の休業日
・ダブリンの銀行の休業日
・ルクセンブルグの銀行の休業日
(注)お申込受付不可日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- 信託期間 : 2021年2月23日まで(2011年3月1日設定)
- 決算日 : 2月および8月の各23日(年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。)
- 収益分配 : 年2回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。
販売会社との契約によっては再投資が可能です。
分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 課税関係 : ・収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。
・課税上は株式投資信託として取扱われます。
・公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
・益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

ファンドの費用

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用

- ・購入時手数料 : 購入価額に**3.24%(税抜3%)**の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・信託財産留保額 : ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- ・運用管理費用(信託報酬) : 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬は**年率2.0074%程度(税込)**となります。
・当ファンドの信託報酬率: 信託財産の純資産総額に年率1.1124%(税抜1.03%)を乗じて得た金額
・投資対象とする投資信託証券の信託報酬率: 純資産総額に年率0.895%^{*}を乗じて得た金額
^{*}ただし、投資対象とする投資信託証券の信託報酬のうち管理会社に支払う報酬(年率0.07%)が125,000米ドルに満たない場合は125,000米ドルとなりますので、投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。
・東京海上マネーマザーファンドの信託報酬率: ありません。
- ・その他の費用・手数料 : 信託財産の財務諸表の監査に要する費用^{*}、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用等が保有期間中、その都度かかります。
^{*}監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、純資産総額に対し、税込年率0.0108%(上限年64.8万円)
監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

6ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

設定・運用: **東京海上アセットマネジメント**

URL <http://www.tokiomarineam.co.jp/>



大和マイクロファイナンス・ファンド 月次報告書

追加型投信 / 海外 / 資産複合

委託会社、その他関係法人

委託会社: 東京海上アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図などを行います。

商号等: 東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

受託会社: 三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

信託財産の保管・管理などを行います。

販売会社

投資信託説明書(目論見書)のご提供、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払いなどを行います。

商号(五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号				

(当ファンドの照会先)

上記販売会社または下記までお問い合わせください。

東京海上アセットマネジメント

サービスデスク 0120-712-016

土日祝日・年末年始を除く9時～17時

当資料のお取扱いにおけるご注意

当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。

当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に記載された運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

投資信託は、金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。

登録金融機関から購入した投資信託は、投資者保護基金の補償対象ではありません。